

平成29年度第3回米原市介護保険運営協議会 議事録

日時：平成29年10月19日（木）
午後 7 時00分～午後9時00分

場所：米原市役所 山東庁舎別館 2 階
会議室 2A B

1. あいさつ

職務代理：本日、会長が欠席のため職務代理を務めさせていただきます。皆様方には、お足元の悪い中またお忙しい中、会議に御出席いただきましてありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2. 協議・報告事項

(1) いきいき高齢者プランまいばら 第7期介護保険事業計画／高齢者福祉計画〈骨子案〉

職務代理：事務局の方から説明をお願いします。

<事務所より資料説明>

- ・資料1 いきいき高齢者プランまいばら 第7期介護保険事業計画／高齢者福祉計画〈骨子案〉
- ・資料2 計画の体系

職務代理：全体的に量が多いので、一度に御意見をいただくのではなく、まずは、第1章の「計画策定にあたって」から第4章「現状、課題と今後の取り組みについて」について、御質問を頂けたらと思います。この分については、前回までの会議の中でまとめたいただいたアンケート結果、さらには皆さん方の御意見を踏まえて、この第4章までのところはまとめたいただいたものと、理解をさせていただいています。何か御質問がございましたら、まずはそこについてお伺いしたいと思います。

委員：(第4章) 6の介護サービス、14ページのところですが、「施設職員から暴言や差別、暴力などを受けたことが「ある」は2.1%（5人）となっている。」ということで、あってはならないことだと思います。米原市として、「サービスの質の確保・向上と適正な利用」ということで、どのようなことにつなげていくのか。片方で、監督をやっているから、名前があがっているのかあがっていないのか。適正に運用できるようにしていかなければ、どうリンクするのかという話になってしまいます。

職務代理：まとめたいただいたものが14ページで、そのあとどうするのかということが今後の施

策の具体策になってくるのだらうと思います。今日のところは、この資料からいきま
すと、施策の具体策までは十分に出ておりません。次回の時には中身が出てまいりま
す。そのことを踏まえた上で、次回の時には具体策を出していただくという御要望と
いうことでよろしいでしょうか。次回出ましたら、さらに御質問いただけたらと思
います。

事務局：今後、当然ながら検討していかなければならないことだと思っております。当然なが
ら、米原市、保険者としても地域密着型サービスなどは、指定または指導ということで、直接市の職員が入り、いろいろな指導監査等をやらせていただいている状況もご
ざいます。また、介護相談員がおります。そういう方々も、そういう施設に入ってい
ただいて、その利用者さんからいろいろなお話をお聞きいただき、また保険者のほ
うにつなげていただいています。そうやって入っていただくこと自体で、施設側もピ
リッとすることもございまして、そういうようなことも今後の取組の中の検討材料に
なっていると思っております。

委員：今までしていただき、こういうことが起こったので、今後も施設職員から暴言
や差別、暴力などを受けるということになると思うのですが。

事務局：それらも踏まえながら、今後の取組に反映させていきたいと思っております。

職務代理：次回の計画の中には、そのあたりを踏まえた中身を、ぜひ書いていただけたらと思
います。

委員：もう一点、(第4章)15ページの人材確保ということで挙げられていますが、同じ介護
サービスをやらせていただいている、例えば、私どもの規模、職員数が61人なのです
が、米原市で事業をやらせていただいています。ある市で事業をやっていると、私ど
もの規模でいうと、年間300万円くらい介護報酬が高くなっています。それは地域加算
があり、地域加算7級ということ。また、ある市では6級ということで、対比す
ると600万円違ってきます。同じ介護保険でやらせていただいている、地域加算がな
くなった。これは、平成24年までは、米原市は隣接地域ということで、隣接する市と同
じ報酬だったのですが、平成27年からは外れたということになっています。米原市が
質の低いサービスをしているかといえば、そうではありません。そこら辺のことも検
討していただきたいと思っております。あと、人材確保については、事業者の自助努力だ
と思っております。同じ介護報酬でやっている中で、自分たちも含めて、そのような運営をし
ているからだと思っております。

職務代理：平成30年には介護報酬が大幅に変わるという話もございます。事業をしている人あるいは人材がなかなか集まらないところにとっては大変厳しい状況に突入すると私自身も思っております。

委員：第4章の1ページ、健康生きがいのところですか。健康診査等の実施ということで、軽くまとめられていますけれども、具体的にはどんなことをするのかと思います。米原市の今までやっている施策をみますと、後期高齢者になったとたんに、人間ドックの補助をしないとか、高齢者は健康診断を言われても、移動手段で行けないとか、会場が遠いとか、そういう問題があります。そういうことまで配慮して、実施していくのかどうかを聞かせていただきたいと思います。

事務局：今は施策ということで、大きなくりの言葉で出させていただいていますけれども、具体的な事業となりましたら、次回示させていただこうと考えています。

委員：特に高齢者については、一般の人よりも余計に配慮していただいて、具体的な施策を出していただきたいです。

職務代理：要望ということで、受け止めていただけたらと思います。

委員：第3章、14ページの上の方の「厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムにより、年齢調整を行った後」とありますが、この「見える化」システムというものは、簡単に言えばどういうものでしょうか。

事務局：「見える化」システムというものは、厚生労働省の方から出ているシステムでして、各自治体の高齢者の人口や認定率などが確認できるもので、他市町との比較ができるシステムとなっています。介護予防事業で行っていることの紹介もされています。

委員：年齢調整とは、数値的に何かあるのですか。

事務局：それぞれ市町によって高齢化率等が違うので、そのあたりを同じような考え方に基いて調整した結果ということです。米原市にとっては、平成28年の表で見ますと、認定率が高くなっていますが、調整後では、認定率が下がります。

職務代理：実際よりも、高齢化率などを平均化すると、米原の認定率はそんなに高くはないということですか。

事務局：基本的には、後期高齢者割合が、この表の右側にのっていると思います。75歳以上の後期高齢者が多い市ほど、認定者数が増えるという状況がございます。今米原市は後期高齢者が高齢者人口の中で53.2%であり、半分以上の方が75歳以上であり、ほかの市町と比べると、やはりそこが構成比としては高いので、認定率もそこを平準化する

と、実際の数字が18.1ですが、他市と比較するために下の表のようになるということです。

委員：第2章のところで、7ページですけれど、人口の推移をみると、平成7年に比べて、と書いてあります。8のページの高齢者人口では、昭和50年から平成27年の40年間の比較をしています。高齢者の単身世帯では、平成17年と比較しています。これは皆年代がばらばらです。比較するなら、同じもので比較して、見えてくるものがみえると思います。どのようにこの数字を持ってきたのか、考え方が何かあるのか教えてください。

事務局：このポイントとしては、どこが増えているのか、減っているのかということを重点的に示すことです。グラフにつきましては、それぞれ5年刻みの数字を使っています。どこでどのように変わっているのかを示しているということ、御理解いただけたらと思います。

職務代理：ほかに質問がないようでしたら、次に進みます。

第5章「計画の基本的な考え方」ということで、第4章までを受けて、いよいよ中身に入っていきます。第5章では基本理念、基本方針が掲げられており、第6章では、「重点的な取り組み」の頭出しがされています。まず、第5章について、これでいいのかどうか、そのあと、第6章の具体的な取組について御意見をいただきたいと思えます。では、第5章について、よろしくお願いたします。

委員：1ページに「健康寿命」の延伸が重要です。」となっていますが、この健康寿命の統計上のとらえ方というものはどういようにされているのでしょうか。平均寿命が何歳で、健康寿命が何歳である、と言われるわけですけれども、健康寿命の集計の取り方はどのようになっているのでしょうか。

事務局：健康寿命といいますのは、決まった出し方はないと思います。基本的に、寿命といいますのは0歳児の寿命ということです。健康寿命を決めるときには、介護が必要になった方や病院で入院されている方、そういう方がどれだけあるかということで導き出します。健康でいられる状態（健康寿命）と、介護や病気で看護が必要になるその間の、不健康な期間を短くするという考え方で用いられる言葉です。国民健康・栄養調査の中で、「あなたは健康ですか」というような設問があります。それも使って、先ほどの介護認定がどのくらいか、入院しているなどの状態にある人の年齢を出して、健康寿命を出すということになっていきます。ただ、その出し方が難しいので、国の方

が平成22年の国勢調査を参考にした生命表を使って、全国の市町村の健康寿命を計算しています。全国統一して市町村の健康寿命を出しているのはその時のものが最新です。

委員：どれくらいの方が悪くなった時に健康寿命ではないと判断されるのですか。

事務局：パーセンテージではなく、悪くなった年齢の平均として出されるものだと思います。悪くなった期間をなるべく短くしましょうという考え方で、何パーセントということではなく、何歳ごろから介護が必要になったか、その年齢です。

委員：悪くなった人の平均年齢ということで考えればいいのですね。わかりました。

委員：2ページの「生活支援サービスの充実のため」というところです。「NPO法人やボランティアによるサービス、地域住民による見守りや支え合いの取組を促進し、公的なサービスと併せて高齢者の生活を支援します。」とありますが、何かNPO法人や地域、ボランティアに頼り切りという感じを受けます。具体的に公的なサービスというのはどの程度するのか。そして、戦時中に隣組制度ができましたが、地域によって隣組が消えているところがあります。見守りなどができないところがたくさんあります。そのあたりの啓発や住民の意識喚起など行政がどうするのか、具体的にやっていただかないと、地域のつながりが強いところはそれなりに充実すると思いますが、そうでないところは、そういうことができないという状況になっています。具体的に計画してもらう必要があると思います。

職務代理：施策の中身を詰めるときに、そのあたりを十分に考えていただけたら、ありがたいと思いました。今のように、今後施策がそろってまいりますので、中に落とし込んでほしい考え方やアイデアをこの場を出しておいていただけますと、次回の会議の中に意見の反映された施策、表現としてあがってくるのではないかと期待しております。ぜひ、積極的に御意見を頂けたらと思います。

委員：介護保険法の改正によって、介護報酬などが変わり、今、地域密着型でいろいろな事業所が動いていますが、なかなか人が集まらないということで、手厚いケアをしたいけれども人材確保ができず、実現が難しくなるかもしれないのです。私のいない心配なのかもしれませんが、介護報酬の引き下げや引き上げによって大きくこの計画も変わってくるところがあると思うのです。

職務代理：介護報酬については、年明けごろから出てくるだろうとお聞きしています。全てが下がるわけではなく、事業所が工夫をすれば加算が来るという話も聞いています。サー

ビスを充実させることなどだと思います。制度だけでなく地域で取り組まなければならないとも思います。この計画は、介護保険の計画だけではなく、高齢者福祉という事で行政として責任をもってやらなければならないということを含めた計画ですので、事業者としても一生懸命やるため、行政としても一生懸命やるため、地域もそのモードになっていくための計画と理解したほうがよいと思っています。

事務局：前回の計画、平成27年度からそうなのですが、地域包括ケアシステムをしっかりと構築していく中で、重度化していくことは当然の話ですが、重度で介護が受けられないということが一番質の悪いサービスとなります。そういう方は確実に受けていただけるようにする、ただし、軽度の方については、地域の支え合いの中でできるサービスがあります。これまで支えられる側とされていた方たちも支える側に回っていただけるような仕組みと、地域住民で支える力というものをもっと前面に押し出した形で進めていかなければ、生産年齢人口の割合などもだんだん少なくなっていきますので、人材不足の解消はできないと思っています。専門的な知識を持っておられる施設や介護サービスを行っているところには、重度の方に重きを置いたサービスの提供、軽度の方は支え合いの中で、高齢者の居場所づくりということで、お茶の間創造事業を今後拡大等していきたいと考えております。国は経費をおさえたいということが裏にはあるのですが、それも一つだと思います。希薄化している地域をどうしていくかについて、支え合いの力が福祉や暮らしを支えていくことができると考えています。

委員：7ページの要介護認定者数をみると、要介護3以上が入所認定されるということですが、3～5までの人数で800人超、1,000人いかないくらいです。現状、地域の、例えば、特別養護老人ホームの定員数はどのようになっていますか。

職務代理：要介護3以上の方が1,000人ほどいらっしゃるけれど、入所できる施設数としてはどれくらいあるのか、ということですね。トータルの施設に入所できる人の数、何人入れますか。

事務局：特別養護老人ホームで130人、介護老人保健施設で190人、ただし、広域型なので、米原市の方だけが入れるということではありません。

委員：県内は比較的入所が難しいということを目にしました。地域として、必要な方には入所できるようにしなければならないと思います。従来のように、入所待機数が150人、年間退所人数が20人など、いつ入所できるか予測がつかないことが続きます。皆さんそこを非常に心配し、遠いところまで駆けずり回っています。ある程度待てば入所が

お願いできるように、しっかりと数字的に確保する必要があると思います。よろしく
お願いしたいと思います。

委員：今の意見は、全く違うと思います。大学入試といっしょで併願されている方がいます。
1人の方が5か所、6か所、10か所の方もいます。実際、どこの施設に聞いていただ
いても、待ちがたくさんあるわけではありません。高齢のためお亡くなりになる方、
病院に入院される方、経済的な理由で退所される方もおられます。特別養護老人ホー
ムも空いていますし、グループホームも空いています。何人待ちといっても、30人く
らいの待ちはあるけれども、ふたを開けてみると10人もいないということを聞きます。
人が足らず、ユニットが開けられないという特別養護老人ホームもあります。

委員：私が特別養護老人ホームに頼んだ時には待機数が百何十人、年間20人くらいしか空か
ないといわれ、何とか介護老人保健施設に入れました。特別養護老人ホームでは、そ
のような厳しい回答しかいただけないことが現実です。民間が空いていたとしても、
条件が違います。二十何万円の民間のところに入らなければならなかった、なども聞
いています。おっしゃるような実態があったとしても、当事者にしてみればそのよう
な情報はないことが現実ではないかと思います。市の方でも、データの公開や相談所
の開設などが必要ではないかと思います。

事務局：施設サービスについては、施設に入らなければならないような、在宅で待っておられ
る方を入れるように考えていかなければならないと思います。経営面からしても、こ
れから参入するところは、非常に慎重な対応をされると思います。市としては、在宅
でいかに支えられる仕組みを作っていくか、介護・医療連携という話もございますし、
多職種が連携しながら、できるだけ在宅で住んでいただきたいと考えています。施設
では、今までは5年、10年と入られていた方がいましたが、今では1年、2年で入れ
替わっていると聞いています。国としましても、市としましても、在宅を重視したサ
ービスの充実を図っていく必要があると考えています。

委員：地域包括医療福祉センター「ふくしあ」ができれば解決すると聞きましたが、現実に
地域包括医療福祉センター「ふくしあ」ができたとしても、あそこも大変忙しいです。
診察をお願いしても、1時間半、2時間待たなければできないという状態です。その
ように忙しい方が、在宅に往診に来ていただけるなんて、到底考えられないです。在
宅といいますが、実際に働いている人が在宅でみるのも大変です。施設でまとめて治
療なりをするということが合理的だと思います。地域包括医療福祉センター「ふくし

あ」では、実際には解決できていないのではないかと思います。

委員：地域包括医療福祉センター「ふくしあ」の医師の中村委員が来られた時に、実際に訪問されていますので、実態はどうかかわかると思います。

職務代理：前半のアンケート結果からも、どこで最期を迎えたいかについて、6割の方が自宅と答えていらっしゃると思います。一人ひとりの生き方の尊厳を大事にしようということもあるので、まとめて施設でしたらいいというわけにもいかないと思います。家族と本人の想いも違いますし、人と時間と経費のバランスをどのようにとるのが、計画づくりに関わってくると思います。

委員：地域包括支援センターがしっかりと機能しなければ、大変困るのは高齢者であるだろうと考えています。

委員：在宅でみる方向に動いているわけですが、独居老人や老夫婦二人だけというところはたくさんあると思います。それは民生委員の方が努力して頂いて訪問などをしていますが、これからそういう方向になっていくのであれば、独居老人や高齢夫婦のみの世帯の連絡先など、全て民生委員がするということは大変な労力がいらいます。過去に、独居老人から電話を受けたら駆けつけてください、ということを引き受けたことがあります。そのようなことが、独居老人や高齢夫婦のみの世帯と近くの人で完全にできているのでしょうか。このようなことができないと、在宅看取りなどといっても、孤独死も現実におこっています。そのようなことがどの程度進んでいるのか教えてほしいです。

事務局：緊急通報システムの協力者ということで引き受けていただいていたのですね。今も継続しておりまして、希望者に対して行っております。

委員：全ての独居老人ではないのでしょうか。絆バトンも完全に配布できていないと私は思っています。在宅でやっていくのであれば、そこを充実させていかなければいけないと思います。

事務局：御意見にありましたとおり、緊急通報システムというものがあまして、事業を継続して展開しております。申請される方については、対応しているところです。ただし、全ての独居の高齢者や高齢者のみの世帯の方が登録されているわけではありません。そうした部分を地域の可能な範囲で、民生委員の見守りもありますし、絆バトン事業などの補完をしていただいております。特に絆バトン事業については、制度の見直しを行いまして、以前はひとり暮らしの方のみが対象でしたが、75歳以上の方であれば

登録できるシステムに改正しております。こちらにつきましても民生委員の方で力を入れていただき、登録者数を増やしている状況でございます。そのように、地元の皆さんにお力を借りて、補完していきたいと思っています。

職務代理：では、重点的な取組についても、合わせて意見ををお願いします。

委員：第6章の「重点的な取り組み」で、生きがい就労創出事業について、「平成29年度から平成30年度まで」「市内に新たに高齢者の働く場を開設すること」とありますが、実際にどこにどのように開設されるのか、具体的に案を聞きたいです。

事務局：この生きがい就労創出事業につきましては、9月議会の補正対応ということで、平成29年から始めているものです。基本的には、高齢者の方に集まっていただいて、生きがいとしてやっていただく部分と、収入を得ていただく、なおかつ、人が集まることによって、ひとり暮らしであった方などに仲間づくりもしていただくという意味で、このような働く場を創出していこうというものです。10月から開始しており、今後このようなことを自主的にやっていただけたところを増やしていきたいと考えています。米原市においては、高齢者の居場所づくりということで、お茶の間創造事業という拠点はすでにご覧いただけます。そこから新たな生きがいにつなげていただくというところで、周知を図っていききたいと思います。補助率が1/2となっています。できましたら企業などにも働きかけながら、人手が不足しているようなところがありますので、そのような仕事を高齢者の集まる場所でやっていただき、収入も得るということを、将来的に市内10か所ほど作っていきたくて考えていますので、重点施策として挙げさせていただきました。お茶の間創造事業と併せて作っていく必要があります。ただし、制度を作っただけではうまく進みませんので、民間や社会福祉協議会、シルバー人材センターと連携するとともに、空き家を活用して居場所を作っていくことも含めて展開していきたいと思っています。

職務代理：働くということですと、お茶の間のように、ボランティアで参加するのではなく、働けば何らかのお金がもらえる場となれば、継続性が担保されて収益が取れないとこれには該当しないということですか。

事務局：基本的には、月1万円でも働いた方にお金が行くような仕組みで取り組んでいただけたところを採択していきたいと考えています。市内でも、ビジネス的に取り組まれているところもあります。そこが全てか、というとそうではないですが、ちょっとした収入が得られることによって、生きがいにつながるということもありますので、そう

いった形で進めていきたいと考えています。

委員：緊急通報システムもそうですし、絆ボタンもそうですが、申請主義となっています。行政の方からこういうサービスがあると知らされるのですが、御本人の申請をもとに成り立っていくことに、現実はなっているように思います。まいちゃん号の補助金もそうですが、皆さんに周知しているのかどうか疑問に思っています。介護保険のサービスですとか、いろいろなことも、行政としては、伊吹山テレビや広報に周知しているとしていますが、実際は高齢者の方が事業内容を把握しているかというところではないと思います。その点をこれからどういう方法で、行政として広めていくのか知りたいです。また、第6章の「地域の助け合いによる移動支援の構築」とありますが、どの程度まで地域の方が動けるのか、事故などについて保険の加入など書いてありますが、白タクという問題が出てきているということも聞いています。私たちはどこまでこういうことに着手できるのか教えていただきたいです。

事務局：1つ目は、申請主義というお話がある中で、どのように高齢者の方に周知、情報を伝え、理解していただき、申請していただくかということだと思います。確かに市は、伊吹山テレビや広報で周知しています。実際に、本当にそれが必要な高齢者に一番届けられているのかということについては、確かに疑問が残る部分ではあるのかと思っています。本当にどうやって伝えるかについては、人から人へという形でしか、最終的にはないのかとも思います。その人というものは、民生委員ということもあります。包括支援センターの職員が地域に入るとということもあります。そういう情報を持った人を増やし、その人が相談役として聞かれたときには伝えられる。このように、人を介していかに周知していくか、介護保険サービスをやっている事業者もわかりだと思います。いろいろな高齢者と接する機会のある方々に、行政として伝え、そこから伝わっていくかということしかないのかと思ってしまいます。2つ目は「地域の助け合いによる移動支援の構築」ということで、今回重点の中で書かせていただいているのですが、実際に白タクの話や道路運送法上どうなのかなどのお話も聞いています。ただ、ここで掲げておりますのは、地域の助け合いによる移動支援ということを書かせていただいています。これについては、道路運送法における登録または許可を要しない方法でと書いています。これを要しないということは、法的に登録や許可が必要でない方法があると国も示しています。それというのが、利用料と言われるものです。運賃などは取ってはならないという決まりが、現時点ではあるわけです。ただ、ガソ

リン代くらいならいいと国も認めています。しかし、病院まで10キロ走って、ガソリン代がいくらかなど求められないということも現実には具体的なこととしてあります。大野木の長寿村が移送支援をやっておられます。そこでは陸運局と話をして明快にガソリン代を計算しているようです。地域の支え合いの中でやろうとする場合、ややこしい話ではあります。だからこそ、国へ働きかけをしながら地域の支え合いによる移動支援というものが、公共交通では補えない部分が生活の中ではたくさんあり、そういうものを補うため、地域で白タクと呼ばれず、法的にも大丈夫だと示すという話までは来ています。ただ示されていないのが現状です。近所の人と一緒に買い物に連れていくということを地域の中で仕組みができていかないか、そういう取組をしますということ。隣近所の助け合いが、隣近所もだんだんそういう関係が薄れてきているといわれている地域もありますが、いかにその付き合いを深めていけるような関係づくりを再生できるかなども含め、こういう事業の取組の重要性があると思っております。

職務代理：まだ、国の方が示されていないということ、また、今日はお休みですけれども、西堀会長のところでも移動支援をなさっています。次回、実践なども御説明いただけるのではないかと思います。

委員：第5章の「計画の基本的な考え方」の中で、「サービス」という言葉がたくさん使われています。私たち年のいったものには、サービスというのは昔でいえばおまけです。だから、この「サービス」という言葉は、どこまでやるということで、「サービス」という言葉を使っているのか、限度はどこかで抑えているのか、それとも少しだけやるのか。文章的にこれだけ使われていると、内容的にどこまでやるのか心配になってくるのですが、そのあたりの考え方を教えてください。

事務局：ちょっと答えになるかわかりませんが、おまけなどのようなサービスという意味合いではなく、あくまで利用料金が設定されているなど、制度の仕組みの中での提供できるサービスと使ってしまいますが、提供するもの、何か利用するにあたって、それに見合うものを提供するというようなものになるかと思えます。ここで使われているサービスは、範囲や限度が決まっているものと理解をしていただきたいと思えます。

委員：言葉的にサービスは具体的ではないので、基本計画の中に具体的にあげていただかないと答えが出てこないはずなのです。サービスという言葉置き換えられる部分があれば、もっと具体的にしていきたいと思えます。基本計画ですからこれをもとに

作っていくということが発想です。できれば置き換えて、誰が見てもそうだと思うようなものがほしいと思います。

職務代理：中身を具体的に分かりやすいものにとという意味ですね。サービスには有償もあれば、無償もありますし、高額があれば、低額もあり、様々あるので、このあたりも含めて具体的な施策の中に、サービスとは何かということが出てくるのだらうと思います。言葉の解釈も含めて具体化しにくいところがあるようですので、第7期計画体系施策に何が来るのか、解釈の難しいものは、用語集や下に解説などが必要かもしれません。また、事務局に御検討いただけたらと思います。

委員：意見というか、アイデアというか、お茶の間創造事業や地域の助け合いサロンなども大事だとは思いますが。車を利用して、近場への移動するときはまいちゃん号の充実を図っていただいていますし、買い物に行くといっても、頼む相手は高齢者であり、高齢者と高齢者で買い物をするような状況で、私とそれほど変わらない人に運転してもらってという形で買い物に行くとしたら、その人も気を使うような時代になると思います。その時に、この先分かりませんが、都会でもコンビニで配達してもらい、小さいスーパーに配達してもらい、そのような企業のサービスもこの中に入れていかないと、高齢者と高齢者で介護していくというのは、元気な者が体の弱っているものを助けていくと、高齢者と高齢者の元気な方が助けていくという状況になっていくと思います。遠慮なく使えるのであれば、まいちゃん号の充実や小売りで売り歩いていただくなども考えていただくような、企業への働きかけが必要ではないかと思います。先を見据えた考え方としては、必要ではないかと思います。

事務局：買い物にもいろいろな方法がありまして、自分で見て買うということが理想だと思います。それができなくなった時にどうするか、今おっしゃっていただいた移動販売などの仕組みも重要になってくると思います。それらを踏まえて、例では、民間での新しい動きとして、山東圏域のスーパーでは個別個配のサポートサービスを提供されています。エリアでは、伊吹圏域の北部の方まではいけませんが、山東圏域と伊吹圏域の中部までがエリアとなっており、配達手数料が1回につき108円かかりますが、山東圏域のスーパーにある品物を電話1本でその日の夕方に届けていただけるという、民間の新しい動きもあります。そういう部分も、社会福祉協議会と連携して支え合いセンターの全体の中で、資源の開発を行っているところです。民間と連携し、住民の方にうまくお知らせするという事に頑張っていきたいと思っています。

委員：社会福祉協議会でも、高齢者の集いがあった時に、店を出張で出しています。そういう機会を設けて、出張販売していただいて、お買い物して帰っていただくなど、チャンスがあれば、そのような企業があれば、やっていただけたらと思います。

委員：第5章の「計画の基本方針」の(2)について、先ほどの施設入所や在宅介護の前段、それ以前の問題として、地域で支え合うということについてです。前回の会議でも少し話させていただきましたが、お茶の間創造事業、男性の参加率が非常に悪いです。これはいろいろなところに聞いても、皆さん共通して、男性が参加されないと言われます。以前介護相談していた時に、いろいろな介護施設に行っても、デイサービスの利用者は男性が少ないのです。同じデイサービスでも、施設によってリハビリ型の通所施設の場合は、結構男性がおられます。男性はおしゃべりや歌、手作業などでは行きたくないが、何か目的意識があって、筋トレや体力づくりに行っているなど、そのような目的でここに来ているなど理由付けすると行きやすいけれども、ただ憩いの場としては行きたくないとおっしゃる方がおられます。(2)の「ともに地域で支え合うために」のところを具体的におとしていただくときに、どこでも共通して持っている課題、男性が参加しないという課題に、何か取り掛かりのあるようなものがあればいいかと思えます。例えば、一般家庭でも持っているような健康機器を置いて、そのために来ているなど、男性は何か理由付けがないと動けないとつくづく感じています。そのようなことを考えていただければと思います。

職務代理：また皆様でも、こういうことがあれば行きやすいなど、事務局にお寄せいただき、事務局の方でも地域のことを拾っていただいて、項目出しできる場所があれば出していただけたらと思います。仕事づくりと併せて行くといいかもしれません。

事務局：それを進めていきたいと思えます。

委員：男性は仕事をしているから、頭の中のプライドが捨てられないことがあります。持っているから、憩いなどに参加する意識が働かない。プライドを捨てさせればいいです。

職務代理：逆に考えると、そこに何らかの仕事があればいいのですね。

委員：そうです。そこに目的があって、ここに行って何かするという会社感覚で行くのであれば、行けるのかもしれません。

職務代理：必ずしもあちこちが弱っている方ばかりではなく、話すこと手を動かすことで元気な方は男性にも女性にもおられるので、その人の力をその場に行って活用してもらえれば、仕事に行くことになるのかもしれません。

委員：そういう場を作るような、方針を作らなければなりません。それが難しいことです。

職務代理：原案は事務局の方でお出しいただくとありますが、地域で活動している者の方がより住民感覚に近いものが出せることもありますので、そのあたりはぜひ皆さんから御意見をいただくと、事務局は大助かりになるかと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、計画の体系について、6期と7期の比較、大きく変わる場所はないのかもしれないが、この形で次回の会議では、この体系に基づいて具体的な施策を盛り込んだものとして素案を出していただくということによろしいでしょうか。

(委員全員：異議なし)

職務代理：またその間に御意見がありましたら、直接事務局にお届けいただけたら、ありがたいと思ひます。

(2) その他

事務局から案内

- ・ 重度訪問介護従事者養成研修基礎課程のお知らせ。
- ・ 次回予定 第4回 米原市介護保険運営協議会 12月21日(木) 午後7:00～
計画の素案、保険料案などを報告予定。

以上